

重要事項説明書

医療法人 回生会 グループホーム ソーレ
指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

当事業所は利用者に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス(以下「介護サービス」という)を提供します。契約を締結する前に知っておいていただきたい事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下のとおり説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2」以上で、認知症と診断された方が対象となります。

1. 法人

法人名	医療法人 回生会			
所在地	山鹿市古閑 1500-1			
代表者	理事長 水足 秀一郎			
連絡先	電話	0968-44-2211	FAX	0968-43-3388

2. 事業所の概要

サービスの種類	認知症対応型共同生活介護						
指定事業所番号	4390810044						
事業所の名称	グループホーム ソーレ						
所在地	山鹿市古閑 1160-1						
電話番号および FAX 番号	電話：0968-42-8000 FAX：0968-42-8800						
敷地	2936.76㎡	延床面積	281.23㎡	建築構造	木造		
住居数	10	総戸数	1	入居定員	9	短期入所定員	1
利用居室	9.40㎡(定員1名)	共用施設	食堂・居間・多目的室・浴室・トイレ				

事業所の目的	医療法人回生会が設置運営する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の運営および利用について必要な事項を定め、認知症の状態にある者について、共同生活住居において家庭的な環境のもとで安心した生活が送れ、自己決定支援やライフスタイルを尊重し、自立した継続性のある日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
--------	--

運 営 方 針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の認知症の症状や進行を緩和し、家庭的な環境のもとで、入浴・排泄・食事などの日常生活の介助および心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。 2. 利用者の潜在的な能力に働きかけることで、それぞれの役割を見出し地域での活動や繋がりを再構築できるように支援する。 3. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮する 4. 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明を行う。 5. 提供する介護の質を評価を行い、常にその改善を図る。 6. 正当な理由なく指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を拒まない。 7. 地域住民又はその自発的な活動等連携及び協力を行うなどの地域との交流に努める。 8. 概ね2ヶ月に1回開催する運営推進会議において利用者に関する課題や状況などを委員の方々に報告するとともに、地域に根ざした事業所として利用者が安心して暮らすことができる運営に努める。 9. 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
---------	---

3. 職員体制

	常 勤		非 常 勤	常 勤 換 算
	専 従	兼 務		
管 理 者		1		
計 画 作 成 担 当 者		1		
介 護 従 事 者	7	2		9.0

4. 職員の勤務体制

日 勤	8：30～17：30
早 出	7：00～16：00
遅 出	11：00～20：00
夜 勤	16：00～ 9：00

5. サービス内容

① 認知症対応型共同生活介護計画の立案

- ・ 認知症対応型共同生活介護計画（以下「ケアプラン」という。）は、個々の心身の状態や希望にあわせ、援助の目標や当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容を、当事業所の計画作成担当者が他の専門職と協議し作成します。
- ・ 利用者およびその家族の要望に応じて、変更の必要があるかどうか確認し、変更の必要がある場合には利用者および家族と協議してケアプランを変更します。

② 食事

- ・栄養バランスや嗜好を考慮した食事を提供します。また、生活リハビリの一環として利用者に食事作りに加わって頂く機会を多く持ちます。
- ・食事は、離床し共有スペースの食堂でとって頂くように配慮します。
- ・食事の提供に当たっては自分のペースで食事がとることができるように配慮します。

(食事時間の目安)

朝食 7:00～ 昼食 12:00～ おやつ 15:00～ 夕食 18:00～

③ 入浴

- ・利用者の心身の状況に合わせて支援を行います。
- ・1週間に最低2回以上、入浴または清拭を行います。但し、利用者に創部や感染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴適当でないと判断する場合には、これを行わない場合もあります。

④ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・利用者の残存機能を維持するため、離床支援、園芸や家事共同作業、屋外散歩、買い物等により、生活機能の維持・改善に努めていきます。
- ・関連施設である介護老人保健施設太陽、通所リハビリテーション等と連携を図り、利用者個々にあった機能訓練を提供し、自立支援・重度化防止に努めていきます。

⑥ 健康管理

- ・当事業所に従事する職員が健康管理を行います。常に利用者の健康に注意し、緊急時の対応やかかりつけ医との連携を行います。
- ・かかりつけ医師への報告や往診手配、病院受診の調整、内服管理等、その他療養上の支援を行います。
- ・かかりつけ医への定期受診は、ご家族の送迎・付き添いをお願いします。

⑦ 生活相談

- ・利用者およびその家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な支援を行います。

⑧ 看取り介護について

- ・「看取り」の介護が必要になった際には、利用者及びその家族の希望を確認します。かかりつけ医の指示のもと「看取りに関する指針」に沿って最期のその時まで施設で生活を継続する事が可能です。

6. 利用料金

(1) 重要事項説明書別紙 利用料金表のとおり

(2) 敷金の取り扱い

- ・利用者は、本契約から生じる債務の担保として、敷金を事業者に預け入れるものとします。敷金は、居室料の3か月分とします
- ・利用者は、退居までの間、敷金をもって利用料その他の債務と相殺をすることはできません。
- ・事業者は、退居があったときは、速やかに敷金の全額を無利息で利用者に返金します。ただし、退去時に利用料の滞納、現状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる利用者の債務の不履行がある場合には、当該債務の額を敷金から差し引くこととします。その場合には、事業者は、敷金から差

し引く額の内訳を利用者に明示します。

(3)支払い方法

- ・利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し請求いたします。翌月26日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて日割り計算した金額になります)

ア：指定口座からの自動引き落とし(自動引き落とし手数料は自己負担となります。)

イ：下記指定口座への振り込み(振り込み手数料は自己負担となります。)

【指定口座】

肥後銀行 東山鹿支店

普通預金 口座番号 373531

名義人 医療法人回生会 グループホームソーレ 理事長 水足秀一郎

ウ：施設窓口での現金支払い

- ① 事業所は、利用者から利用料金の支払を受けたときは利用者に対し、ただちに領収書を発行します。領収書には、事業所が提供したサービスごとに介護保険給付対象と対象外の区別、料金の内訳を記載します。
- ② 事業所は、共同生活介護サービスの要介護状態区分ごとの利用料及びその他の費用の額を変更する場合は、1ヶ月前までに利用者に対し文章により通知し、変更の申し出を行います。

7. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 事業所は、利用者及びご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情対応の担当者及び連絡窓口を明らかにします。
- ② 事業所は、利用者及びご家族の苦情申し立てが市町村や国民健康保健団体連合会等にあった場合、苦情に関して市町村や国民健康保険連合会等の調査に協力するとともに、指導や助言を受けた場合においては、指導または助言に従って必要な改善を行います。

当該事業相談窓口	担当者 管理者 電話番号 0968-42-8000 ※担当者が不在の時は、出勤職員にお申し付け下さい
山鹿市役所長寿支援課	電話 0968-46-1180
国民健康保健団体連合会	電話 0968-46-6553
山鹿市地域包括支援センター	電話 0968-43-1077

8. 緊急時の対応方法

介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、救急処置及び速やかに協力医療機関やかかりつけ医に連絡をとるなど、必要な対応を講じます。

協力医療機関	
名称	山鹿中央病院
住所	山鹿市山鹿1000番地

TEL	0968-43-6611
名称 住所 TEL	山鹿回生病院 山鹿市古閑1500番地1 0968-44-2211
協力歯科医療機関	
名称 住所 TEL	宮坂歯科医院 山鹿市山鹿332番地 0968-43-2340

9. 事故発生及び損害賠償

- ① 利用者に対する介護サービス提供により事故が発生した場合は、利用者に対して必要な対処を行うとともに、家族、市町村、当該利用者にかかわる居宅介護支援事業者、かかりつけ医等に連絡を迅速に行います。
- ② 前項において、利用者の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- ③ 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を軽減することができます。

市町村	市町村名	山鹿市
	担当部・課名	長寿支援課
	電話番号	0968-43-1180
居宅介護支援事業者	事業所名	
	所在地	
	担当介護支援専門員氏名	
	電話番号	

10. 利用者の入院中の取扱い

利用者が病院又は診療所に入院の必要が生じた場合、概ね1ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者の希望をふまえて、必要に応じて日常生活上の必要な便宜を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、再び円滑に入居できるようにします。

11. 契約の終了

当事業所との契約では契約が終了する期間は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用者に退居していただくこととなります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が非該当または要支援1と判定された場合
- ② 第契約期間満了日の7日前までに利用者から契約終了の申し出があり、かつ契約期間が満了した場合
- ③ 利用者が契約を解除した場合

- ④ 事業者が契約を解除した場合
- ⑤ 利用者が共同生活住居を離れて1ヶ月を経過した場合、または1か月以上はなれる事を予定して他所へ移転した場合
- ⑥ 利用者が他の介護保険施設へ入所することとなった場合
- ⑦ 利用者が死亡した場合

12. 利用者の契約解除

利用者は事業所に対し、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

利用者は次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約を解除できます。

- ① 事業所が、正当な理由なく介護サービスを提供しない場合
- ② 事業所が、守秘義務に違反した場合
- ③ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ④ 事業所が、故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

13. 事業所の契約解除

事業所は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、30日以上以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- ① 利用者が正当な理由なく、利用料その他事業者を支払うべき費用を3ヶ月以上滞納した場合
- ② 利用者が共同生活住居を損傷する行為を繰り返す場合
- ③ 利用者が入院治療が必要となる場合等、利用者が自ら介護サービスを利用することが困難な状況になった場合
- ④ 利用者が他の利用者の生活又は健康に重大な危険を及ぼし、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなした場合

14. 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、山鹿市職員等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進介護を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などをきく機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言などについての記録を作成し、公表します。

15. 衛生管理について

本事業所は利用者の使用する施設、食器やその他の設備及び飲用に提供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。本事業所において食中毒や感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるように努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

用して行う事が出来るものとする)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- ② 事業所における感染症に予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

16. 身体拘束について

本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や手続きを適正に行い、その実施状況を運営推進会議で報告します。

17. 高齢者虐待防止について

本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事のできるものとする）定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

本事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。

18. 個人情報保護について

- ① 従業者は、サービスを提供する上で、知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ② 利用者の方々に安心して介護サービスを受けていただくために、利用者の個人情報の保護と取扱いについて、別紙にて指針を定め個人情報を厳重に管理します。
- ③ 事業所における犯罪、事故、人権侵害等の防止のために防犯カメラを設置しています。画像の取り扱い・保管に関しては防犯カメラ管理規定に基づき厳正に行うとともに、事故防止対策等の向上を図る目的から、事業所職員へのみ開示します。

19. 非常災害対策

防災時の対応	消防計画に基づいた防災マニュアルに沿って対応します
消防計画	防火管理者をおき、別紙計画に沿って実施します
防火設備	スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置、消火器、誘導灯、非常照明煙探知機、ガス漏れ警報器
避難訓練	年2回 火災・地震等を想定した訓練を行います

※自主点検表に基づき毎日点検を実施します。

20. 業務継続計画の策定について

本事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し、当該業務事業計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. ハラスメントについて

本事業所は適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等、必要な措置を講じます。

22. 預り金管理について

事業所は、利用者の日常生活に必要な金銭の保管管理について、預かり金規定に従い行います。事業所は利用者の預貯金、その他財産の管理・運用は行いません。

20. 入居に当たっての留意事項

面会	・ 来訪者は、面会の都度職員に届け出て下さい ※面会時は施設で行っている感染症対策にご協力をお願いします。また、感染の状況によっては、一時的に面会をご遠慮頂く事がありますのでご了承下さい。
差し入れ 贈り物品	・ 食べ物を差し入れる際は、職員へ声掛けをお願いします。また、対象者は本人のみとし、他のご利用者や職員へのもてなし、贈物は一切お断りしております。場合によっては返却させて頂く場合もございますのでご了承下さい。
外出・外泊	・ 外出、外泊前に必ず行き先と、帰所予定日時を届け出てください。 ・ 帰所予定日時が変更になる場合は、必ずご連絡ください。
住居・居室の 利用	・ この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従って大切にご利用下さい。 これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂く事があります。
喫煙・飲酒	・ 施設館内禁煙です。喫煙される際には、職員にお申し出ください。 ・ 飲酒は適量をお楽しみいただけます。 ※いずれも健康管理上、安全管理上に問題がある場合等については、ご相談させていただきます。
病院受診	・ かかりつけ医の通院付き添いは、ご家族でお願いします。
その他	・ 行事等へ、ご家族の参加をお願いします。 ・ ご要望、不明・不安な点、またお気づきになられた事があつたらご遠慮なく申し出下さい

